

処分基準整理票

処分の内容	扶養義務者からの費用徴収		
根拠法令及び条項	生活保護法第4条第2項、第77条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 生活保護制度では、親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から援助を受けることができる場合は、その支援・援助が優先され、扶養義務者に扶養能力がある場合には、その能力の範囲内において、被保護者に対して支給した保護費の徴収を求める場合がある。		
処分基準設定年月日	平成6年 10月 1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。